

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

改正箇所	改正内容									
退職手当の基本額 (第5条、第6条) (議案集(四)1 ^ハ -ジ)	普通退職、定年退職等ともに以下のとおり支給率を引き下げる。									
	(1) 普通退職					(2) 定年退職等				
	現行		改正後		現行		改正後			
	勤続期間	支給率 (月数)	支給割合	支給率 (月数)	支給割合	勤続期間	支給率 (月数)	支給割合	支給率 (月数)	支給割合
	1年	0.50	50/100	0.50	50/100	1年	0.85	85/100	0.83	83/100
	2年	1.00		1.00		1.66				
	3年	1.50		1.50		2.49				
	4年	2.00		2.00		3.32				
	5年	2.50		2.50		4.15				
	6年	3.00		3.00		4.98				
	7年	3.50		3.50		5.81				
	8年	4.00		4.00		6.64				
	9年	4.50		4.50		7.47				
	10年	5.00		5.00		8.30				
	11年	6.15	115/100	6.07	107/100	11年	10.15	165/100	9.87	157/100
	12年	7.30		7.14		11.44				
	13年	8.45		8.21		13.01				
	14年	9.60		9.28		14.58				
	15年	10.75		10.35		16.15				
	16年	12.30	155/100	11.88	153/100	16年	18.50	175/100	17.83	168/100
	17年	13.85		13.41		19.51				
	18年	15.40		14.94		21.19				
	19年	16.95		16.47		22.87				
	20年	18.50		18.00		24.55				
	21年	20.60	210/100	20.00	200/100	21年	27.25	175/100	26.23	168/100
	22年	22.70		22.00		27.91				
	23年	24.80		24.00		29.59				
	24年	26.90		26.00		31.27				
	25年	29.00		28.00		32.95				
	26年	30.40	140/100	29.34	134/100	26年	35.85	160/100	34.49	154/100
	27年	31.80		30.68		36.03				
	28年	33.20		32.02		37.57				
	29年	34.60		33.36		39.11				
	30年	36.00		34.70		40.65				
	31年	37.05	105/100	35.71	101/100	31年	42.25	160/100	40.65	154/100
	32年	38.10		36.72		42.19				
	33年	39.15		37.73		43.73				
	34年	40.20		38.74		45.27				
	35年以上	41.25		39.75		46.81				
	35年以上	41.25		39.75		35年以上	49.55	90/100	47.70	89/100
	最高支給率 41.25月 ⇒ 39.75月 (△1.50月)					最高支給率 49.55月 ⇒ 47.70月 (△1.85月)				

改正箇所	改正内容																																											
退職手当の調整額 (第 10 条) (議案集 (四) 1~2 頁)	職員の区分及びポイントを以下のとおり改める。 <table border="1" data-bbox="443 333 1398 562"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>第一号 区分</th> <th>第二号 区分</th> <th>第三号 区分</th> <th>第四号 区分</th> <th>第五号 区分</th> <th>第六号 区分</th> <th>第七号 区分</th> <th>第八号 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>402</td> <td>335</td> <td>268</td> <td>207</td> <td>185</td> <td>168</td> <td>146</td> <td>0</td> </tr> <tr> <th>職員の区分</th> <th>第一号 区分</th> <th colspan="2">第二号 区分</th> <th>第三号 区分</th> <th>第四号 区分</th> <th>第五号 区分</th> <th>第六号 区分</th> <th>第七号 区分</th> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>400</td> <td colspan="2">300</td> <td>215</td> <td>190</td> <td>170</td> <td>148</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>								職員の区分	第一号 区分	第二号 区分	第三号 区分	第四号 区分	第五号 区分	第六号 区分	第七号 区分	第八号 区分	現 行	402	335	268	207	185	168	146	0	職員の区分	第一号 区分	第二号 区分		第三号 区分	第四号 区分	第五号 区分	第六号 区分	第七号 区分	改正後	400	300		215	190	170	148	0
職員の区分	第一号 区分	第二号 区分	第三号 区分	第四号 区分	第五号 区分	第六号 区分	第七号 区分	第八号 区分																																				
現 行	402	335	268	207	185	168	146	0																																				
職員の区分	第一号 区分	第二号 区分		第三号 区分	第四号 区分	第五号 区分	第六号 区分	第七号 区分																																				
改正後	400	300		215	190	170	148	0																																				
退職手当の支給制限 (第 16 条、第 18 条) (議案集 (四) 1~4 頁)	懲戒免職等処分を受けて退職した場合又は退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等に係る退職手当について、一律に全額不支給としている規定を、全額不支給を原則としつつ、退職をした職員が行った非違の内容及び程度等を勘案した上で、その一部を支給しないことができるように改める。 なお、第 16 条及び第 18 条の改正に対応するため、第 5 条、第 7 条の 4、第 11 条、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条及び第 22 条について、規定を整備する。																																											
本体付則 (議案集 (四) 4 頁)	第 5 項の退職手当の調整額に係る経過措置の見出しを改めるとともに、第 8 項及び第 9 項について、規定を整備する。																																											
施行期日	平成 30 年 4 月 1 日																																											